

役 員（理事・監事）の選任に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人 日本調査業協会（以下「本協会」という。）の定款（以下「定款」という。）第23条及び第24条に基づき、役員の選任について、必要な事項を定めるものとする。

（役員の種別）

第2条 役員の種別は、定款第23条に基づき、次の役員を置く。

- （1）理 事 5名以上15名以内
 - ア 正会員理事 5名以上10名以内
 - イ 業界外理事 5名以内
- （2）監 事 2名
 - ア 正会員監事 1名
 - イ 業界外監事 1名

2 前項第1号の理事のうちから次の各号に掲げる役職者を選定する。

- （1）会 長 1名 （代表理事）
- （2）副 会 長 3名以内（業務執行理事）
- （3）専務理事 1名 （業務執行理事）

（役員資格）

第3条 役員（業界外理事を除く。）の資格は、定款第5条第1号の正会員に限る。但し、法人正会員にあっては、当該法人の代表権を有する者とし、以下の要件を満たすものとする。

- （1）自薦・他薦立候補者は、当該正会員所属支部10名以上により推薦された本条4号に該当する者
- （2）立候補者は、自ら推薦人を兼ねることはできない
- （3）推薦者は、1正会員とし複数の候補者を推薦することはできない。
- （4）本条（1）号の候補者は本協会正会員で本条（5）号に該当する者
- （5）自薦・他薦立候補者は、本協会入会歴5年以上であること
- （6）理事会が推薦した本協会正会員であること。但し、理事会が推薦した候補者は、本条（1）（2）（3）（4）（5）号を満たす必要はない
- （7）役員改選時に於いて会費未納及び正会員若しくは本協会の名誉並びに信用を傷つけるような行為をした者は、本協会の理事候補および推薦資格を認めない

(8) 探偵業の業務の適正化に関する法律（以下、「業法」という。）の欠格事項に該当しない者

2 業界外理事は、業法に基づく届出業者及び関係者（退職後10年未満の者を含む。）以外の者に限る。

（業界外理事の推薦及び選任）

第4条 業界外理事の推薦及び選任の方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 業界外理事の候補者は、理事会において推薦する。

(2) 業界外理事は、前項で推薦を受けた候補者をもって総会の決議により選任する。

（正会員理事、監事の推薦及び選任）

第5条 正会員理事の推薦及び選任の方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 正会員理事については自薦・他薦立候補により募り、役員候補者を理事会で調整を図ったうえで総会にて選任する

(2) 推薦された候補者が定員を超え理事会で調整できなかった場合は、選挙管理規程に基づき総会に於いて選挙にて選出する

(3) 監事の選任については、本条(1)号において推薦された理事候補者の中で、理事に選任されなかった者の中から、総会で決めることとする。

なお、候補者が理事定員を超えなかったときは、適任者を総会で決める

2 理事候補者及び監事候補者並びにそれぞれの補欠者の選出にかかる互選の方法は、選挙管理規程の定めるところによるものとする。

（理事会の推薦）

第6条 理事会は第3条をもとに、正会員の推薦者及び自薦者以外に10名以内の正会員理事を推薦することができる。但し理事の再任を妨げない。

（会長、副会長、専務理事の選定）

第7条 会長、副会長及び専務理事の選定方法は、定款第24条に基づき、総会で選定された理事のうちから、理事会において選定する。

（理事・監事就任承諾書等の提出）

第8条 理事又は監事に選定された者は、総会後、速やかに理事・監事就任承諾書（別記様式1）及び、秘密保持・競業避止等に関する誓約書（別記様式3）を会長あてに提出しなければならない。

2 前条により選定された会長は、選定後、速やかに代表理事就任承諾書（別記様式2）を提出しなければならない。

(役員の資格の喪失)

第9条 役員は、定款第26条に定める任期満了による場合及び同第27条に定める解任による場合のほか、次の原因により役員の資格を喪失する。

- (1) 第3条の役員の資格を満たさなくなったとき
- (2) 本人が辞任したとき
- (3) 本人が死亡したとき
- (4) 正当な理由なく3ヶ月を超えて役員の責務を果さなかったとき
- (5) 他の正会員若しくは本協会の名誉並びに信用を傷つけるような行為をしたとき
- (6) 秘密保持・競業避止等に関する誓約に抵触したとき

2 役員が欠けた場合、会長は当該役員が選任された手続きに従い、新役員の補充をすることができる。

(役員の退任、解任)

第10条 役員の退任及び解任については、この規程及び定款の規定に従うものとし、この規程及び定款の規定により難しい場合は、民法の委任に関する規定を準用するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、正会員の設立・消滅などの変動により適宜見直しを図り、実態に応じた選任を行うものとする。

1	平成26年04月01日 施行	平成26年03月06日(木)(一社)設立総会
2	平成27年06月19日 改定	平成27年度 第1回定例理事会承認
3	平成28年05月24日 改定	平成28年度 第1回臨時理事会承認
4	平成29年06月29日 改定	平成29年度 第2回定例理事会承認
5	平成30年03月21日 改定	平成29年度 第4回理事会承認
6	平成30年06月20日 改定	平成30年度 第1回理事会承認
7	平成31年03月29日 改定	平成31年03月29日 第2回理事会承認